

緊急自動車等一覧表

1 緊急自動車

	条 項	条 文	保有できる者及び保有できる自動車	道路運送車両法の保安基準関係	申請に必要なとなる書類
緊 急 自 動 車	道路交通法施行令第13条第1項第1号 特別な構造特別な装置を有する消防用自動車 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">届出車</div>	消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有する装置を有するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 消防機関とその他の者 ※ その他の者とは、特定事業者の自衛消防や大企業の私設消防をいう。 ○ 保有できる車両 特別の構造又は装置を有する車両 例： ポンプ車、はしご車、水槽車、化学車、放水塔車、空中作業車、排煙車、高発泡車、照明車、電源車、救助工作車など 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条第1項・第2項・第3項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認できるものであること。 ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上120dB以下であること。 ○ 車体塗色は朱色 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 (新車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真(四面) (中古車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真(四面) ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真(四面)
	道路交通法施行令第13条第1項第1号の2 特別な構造特別な装置を有する救急自動車 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">届出車</div>	国、都道府県、市町村、日本道路公団、成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 国、都道府県、市町村、高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社又は医療機関 ※ 条文上に掲げられた者に限る なお、医療機関であったとしても犬猫病院、助産婦、針灸師、マッサージ師などは、ここでいう医療機関には該当しない。 また、民間の患者搬送会社は、医療機関などと委託契約を取り交わしても該当しない。 ○ 保有できる自動車 特別の構造又は装置を有する車両(救急車) ※ 特別の構造とは、搬出入ドア、ベッド、担架、酸素吸入装置、人工蘇生器など 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条第1項・第2項・第3項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認できるものであること。 ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上120dB以下であること。 ○ 車体塗色は白色 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 (新車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真(四面) (中古車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真(四面) ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真(四面)
	道路交通法施行令第13条第1項第1号の3 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定車</div>	消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車(第1号掲げるものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 消防機関 ○ 保有できる自動車 消防用の自動車 (特別の構造を有する自動車である必要はない。) 例： 指揮車、広報車、資材運搬車など 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条第1項・第2項・第3項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認できるものであること。 ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上120dB以下であること。 ○ 車体塗色は朱色 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 (新車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真(四面) (中古車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真(四面) ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真(四面)
	道路交通法施行令第13条第1項第1号の4 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定車</div>	都道府県又は市長村が傷病者の応急手当(当該傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの間緊急やむを得ないものとして行われるものに限る。)のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 都道府県又は市町村の消防機関 ○ 保有できる自動車 救急用の大型自動二輪車又は普通自動二輪車 (特別の構造を有する自動車である必要はないが、運転者の他に傷病者の乗車装置が設けられていること。) ※ 用務を限定：救急用務は傷病者に対する応急手当であるが、傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの緊急やむを得ないものとして行われるものに限定 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条第1項・第2項・第3項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認できるものであること。 ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上120dB以下であること。 ○ 車体塗色は白色 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 (新車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真(四面) (中古車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真(四面) ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真(四面)

	条 項	条 文	保有できる者及び保有できる自動車	道路運送車両法の保安基準関係	申請に必要なとなる書類
緊 急 自 動 車	道路交通法施行令 第13条第1項 第1号の5 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">指定車</div>	医療機関が傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送されるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できるもの 医療機関 ○ 保有できる車両 医師派遣用自動車 (特別の構造を有する自動車である必要はない。) ※ 都道府県又は市町村からの委託契約、覚書、協定書等を締結した医療機関に限られる。 また、民間の患者搬送会社は、該当する医療機関などと委託契約を取り交わしても該当しない。 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条第1項・第2項・第3項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認できるものであること。 ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上120dB以下であること。 ○ 車体塗色は白色 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 (新車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真(四面) ○ 中古車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真(四面) ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真(四面) ○ 都道府県又は市町村とのとの委託契約書か覚書又は協定書の写し
	道路交通法施行令 第13条第1項 第1号の6 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">指定車</div>	医療機関(重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。)が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅まで搬送するために使用する自動車	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できるもの 医療機関 ○ 保有できる車両 (特別の構造を有する自動車である必要はない。) ※ 国家公安委員会が定める基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の傷病者でその居宅において療養している患者の患家からいつでも連絡を受けることができる医師又は看護職員及び当該患家の求めに応じて患者の居宅をいつでも往診することができる医師をあらかじめ指定し、その氏名連絡先、担当日等を文章により当該患家に提供していること ・ 患者の疼痛等を直ちに緩和することが必要な場合において、自動車による緊急の往診をすることができること 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条第1項・第2項・第3項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認できるものであること ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上120dB以下であること ○ 車体塗色は制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 (新車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真(四面) ○ 中古車) <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真(四面) ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真(四面) ○ 「在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書」の副本の写し
	道路交通法施行令 第13条第1項 第1号の7 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">指定車</div>	警察用自動車(警察庁又は都道府県警察において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、犯罪の捜査交通の取締りその他の警察の責務の遂行のため使用する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 警察 ○ 保有できる自動車 警察用の自動車 (特別の構造を有する自動車である必要はない。) 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条第1項・第2項・第3項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認できるものであること。 ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上120dB以下であること。 ○ 車体塗色は制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 (新車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真(四面) ○ 中古車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真(四面) ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真(四面)
	道路交通法施行令 第13条第1項 第2号 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">指定車</div>	自衛隊用自動車(自衛隊で使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊の運用のため使用するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 自衛隊 ○ 保有できる自動車 部内の秩序維持、自衛隊の行動、部隊の運用に使用する自衛隊の自動車 (特別の構造を有する自動車である必要はない。) 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条第1項・第2項・第3項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認できるものであること。 ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上120dB以下であること。 ○ 車体塗色は制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 (新車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真(四面) ○ 中古車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真(四面) ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真(四面)

	条 項	条 文	保有できる者及び保有できる自動車	道路運送車両法の保安基準関係	申請に必要なとなる書類
緊 急 自 動 車	道路交通法施行令 第13条第1項 第3号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定車</div>	検察庁において使用する 自動車のうち、犯罪の捜査 のため使用するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 検察庁 ○ 保有できる自動車 犯罪の捜査に用いる自動車 (特別の構造を有する自動車である必要はない。) 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定 める告示第231条第1項・第2項・第3項 ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認 できるものであること。 ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上 120dB以下であること。 ○ 車体塗色は制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 (新車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真(四面) ○ 中古車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真(四面) ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真(四面)
	道路交通法施行令 第13条第1項 第4号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定車</div>	刑務所その他の矯正施設 において使用する自動車の うち、逃走者の逮捕若しく は連れ戻し又は被收容者の 警備のため使用するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦 人補導院(保護監察所、教護院、養護施設は含まない。) ○ 保有できる自動車 逃走者の逮捕、連れ戻し、被收容者の警備に用いる自動 車(特別の構造を有する自動車である必要はない。) 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定 める告示第231条第1項・第2項・第3項 ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認 できるものであること。 ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上 120dB以下であること。 ○ 車体塗色は制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 (新車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真(四面) ○ 中古車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真(四面) ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真(四面)
	道路交通法施行令 第13条第1項 第5号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定車</div>	入国者收容所又は地方入 国管理局において使用する 自動車のうち、容疑者の収 容又は被收容者の警備のた め使用するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 入国者收容所、入国管理事務所 ○ 保有できる自動車 容疑者の收容、被收容者の警備に用いる自動車 (特別の構造を有する自動車である必要はない。) 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定 める告示第231条第1項・第2項・第3項 ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認 できるものであること。 ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上 120dB以下であること。 ○ 車体塗色は制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 (新車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真(四面) ○ 中古車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真(四面) ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真(四面)
	道路交通法施行令 第13条第1項 第6号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定車</div>	電気事業、ガス事業その 他の公益事業において、危 険防止のための応急作業に 使用する自動車	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電、配電の事業者 ・ ガス事業者(導管を用いて行う事業) 例：簡易ガス事業、都市ガス事業 ・ 水道事業者(上水、下水) ・ 鉄道事業者 ・ 電信電話事業者 ・ 路上障害物排除事業者(J A F等の特定業者) ○ 保有できる自動車 危険を防止するための応急作業に用いる自動車 (特別の構造を有する自動車である必要はないが、応急 作業の資器材などを運搬できる自動車とする。) 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定 める告示第231条第1項・第2項・第3項 ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認 できるものであること。 ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上 120dB以下であること。 ○ 車体塗色は制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 (新車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真(四面) ○ 中古車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真(四面) ※ 保有できる者であることを証明する書類 の写しを添付させる。 例：ガス事業の場合 認可証明書、配管の図面など 例：路上障害物排除事業者のうち、J A F以外の業者は道路管理者との協定書等 ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真(四面)

	条 項	条 文	保有できる者及び保有できる自動車	道路運送車両法の保安基準関係	申請に必要なとなる書類
緊 急 自 動 車	道路交通法施行令 第13条第1項 第7号 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">指定車</div>	水防機関が水防のための出動に使用する自動車	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 水防機関 ※ 水防機関とは国、都道府県、区市町村の治水に関する部署をいう。 ※ 消防機関から申請があった場合には、市町村等と取り交わした覚書(消防機関が水防活動に出動する内容のもの)などの写しを提出させる。 ○ 保有できる自動車 水防出動に用いる自動車 (特別の構造を有する自動車である必要はないが、応急作業の資器材等を運搬できる自動車とする。) 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条第1項・第2項・第3項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認できるものであること。 ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上120dB以下であること。 ○ 車体塗色は制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 (新車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真(四面) ○ 中古車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真(四面) ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真(四面) ※ 消防機関の申請の場合には、市町村等と取り交わした覚書などの写し
	道路交通法施行令 第13条第1項 第8号 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">指定車</div>	輸血に用いる血液製剤を販売する者が輸血に用いる血液製剤の応急製剤の応急運搬のため使用する自動車	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 保存血液販売業 (日本赤十字社、財団法人献血供給事業団) ○ 保有できる自動車 保存血液の応急運搬に用いる自動車 (特別の構造を有する自動車である必要はない。) 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条第1項・第2項・第3項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認できるものであること。 ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上120dB以下であること。 ○ 車体塗色は白色 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 (新車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真(四面) ○ 中古車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真(四面) ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真(四面)
	道路交通法施行令 第13条第1項 第8号の2 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">指定車</div>	医療機関が臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)の規定により死体(脳死した者の身体を含む。)から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の応急運搬のため使用する自動車	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 医療機関 ○ 保有できる自動車 臓器の移植に関する法律の規定に基づいて臓器移植するための臓器、死体、医師又はその摘出に必要な器材の応急運搬に用いる自動車 (特別の構造を有する自動車である必要はない。) 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条第1項・第2項・第3項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認できるものであること。 ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上120dB以下であること。 ○ 車体塗色は白色 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 (新車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真(四面) ○ 中古車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真(四面) ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真(四面)
	道路交通法施行令 第13条第1項 第9号 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">指定車</div>	道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に使用するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 道路管理者 ※ 道路管理者とは、国、都道府県、区市町村の道路を維持管理する部署及び高速道路など ※ 高速道路の場合に限って、民間の自動車を指定することができる。(注意：申請者は道路管理者とする。) ○ 保有できる自動車 通行の禁止制限の応急措置、路上障害物排除の応急作業に用いる自動車 (特別の構造を有する自動車である必要はないが、応急作業の資器材等を運搬できる自動車とする。) 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条第1項・第2項・第3項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認できるものであること。 ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上120dB以下であること。 ○ 車体塗色は制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 (新車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真(四面) ○ 中古車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真(四面) ※ 道路管理者以外の場合には道路管理者との委託契約書の写しが必要 注：高速道路内に限る。 注：申請者は道路管理者とする。 ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真(四面)

	条 項	条 文	保有できる者及び保有できる自動車	道路運送車両法の保安基準関係	申請に必要なとなる書類
緊 急 自 動 車	道路交通法施行令 第13条第1項 第10号 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">指定車</div>	総合通信局又は沖縄総合 通信事務所において使用す る自動車のうち、不法に開 設された無線局（電波法（昭 和25年法律第131号）第108条 の2第1項に規定する無線 設備による無線通信を妨害 する電波を発射しているも のに限る。）の探査のための 出動に使用するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 総合通信局、沖縄総合通信事務所に限定されている。 ○ 保有できる自動車 妨害電波探査に用いる自動車 （特別の構造を有する自動車である必要はないが、妨害 電波探査に用いる資器材などを運搬できる自動車とす る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認 できるものであること。 ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上 120dB以下であること。 ○ 車体塗色は制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 〈新車の場合〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真（四面） ○ 〈中古車の場合〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真（四面） ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真（四面）
	道路交通法施行令 第13条第1項 第11号 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">指定車</div>	交通事故調査分析センタ ーにおいて使用する自動車 のうち、事故例調査(交通事 故があった場合に直ちに現 場に直ちに現場において行 う必要のものに限る。)のた めの出動に使用するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 交通事故調査分析センター 道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的と して設立された公益法人で、国家公安委員会の指定を受け たもの。 ○ 保有できる自動車 事故事例調査に用いる自動車 （特別の構造を有する自動車である必要はない。） 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定 める告示第231条第1項・第2項・第3項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認 できるものであること。 ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上 120dB以下であること。 ○ 車体塗色は制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 〈新車の場合〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真（四面） ○ 〈中古車の場合〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真（四面） ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真（四面）
	道路交通法施行令 第13条第1項 第12号 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">指定車</div>	国、都道府県、市町村、 国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構、国立研究 開発法人量子科学技術研究 開発機構又は原子力災害対 策特別措置法（平成11年法 律第156号）第2条第3号に 規定する原子力事業者が、 同条第1号に規定する原子 力災害の発生又は拡大の防 止を図るための応急の対策 として実施する放射線量の 測定、傷病者の搬送、施設 もしくは設備の整備、点検 若しくは復旧又は放射線に よる人体の障害を防止す るための医療品の運搬のた め使用する自動車	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 国、都道府県、市町村、原子力自動車（原子力災害対策 特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第3号に規定 する者） ○ 保有できる自動車 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための応急の対 策として実施する放射線量の測定、傷病者の搬送、施設も しくは設備の整備、点検若しくは復旧又は放射線による人 体の障害を防止するための医療品の運搬のため使用する自 動車 （特別の構造を有する自動車である必要はないが、放射 線測定作業の資器材等を運搬できる自動車とする。） 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定 める告示第231条第1項・第2項・第3項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤色の警光灯 前方300mの距離から点灯を確認 できるものであること。 ○ サイレン 前方20mの位置において90dB以上 120dB以下であること。 ○ 車体塗色は制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 〈新車の場合〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真（四面） ○ 〈中古車の場合〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真（四面） ○ 緊急自動車等として登録後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真（四面）

※ 譲渡証明書の写しが無い場合は、車体
番号が記された書面等の写しが必要とな
ります。

2 道路維持作業用自動車

	条 項	条 文	保有できる者及び保有できる自動車	道路運送車両法の保安基準関係	申請に必要な書類
道路維持作業用自動車	道路交通法施行令第14条の2 第1号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">届出車</div>	道路を維持し、若しくは修繕し、又は道路標示を設置するため必要な特別の構造又は装置を有する自動車で、その自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 道路の修繕・維持を行う者 ※ 道路の管理は道路管理者が行うものであることから、道路の修繕・維持は、道路管理者あるいは道路管理者と委託契約、覚書により道路の修繕・維持を行う者に限られる。 ○ 保有できる自動車 特別の構造又は装置を有する車両 例： ショベル・ローダ、グレーダ、散水車、清掃車、高所作業車、凍結防止剤散布車、路面舗装補修工事車、ラインマーカー車など 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条第1項・第2項・第3項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 黄色警光灯 ・ 黄色であって点滅式のものであること ・ 150mの距離から点灯を確認できるもの。 ○ 車体塗色は制限なし ※ 国、県などは、事故防止対策として黄色にしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 (新車の場合) ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真(四面) ○ (中古車の場合) ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真(四面) ○ 道路維持作業用自動車として登録後 ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真(四面) ○ 道路管理者以外の場合は、道路管理者との委託契約書か覚書の写し
	道路交通法施行令第14条の2 第2号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">指定車</div>	道路の管理者が道路の損害箇所等を発見するため使用する自動車（内閣府令で定めるところにより、その車体色を塗色したものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有できる者 <u>道路管理者</u> ※ <u>高速道路の場合に限って、民間の自動車を指定することができる。(注意：申請者は道路管理者とする。)</u> ○ 保有できる自動車 道路パトロールカー (特別の構造を有する自動車である必要はない。) 	道路運送法の保安基準第49条第1項 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条第1項・第2項・第3項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 黄色警光灯 ・ 黄色であって点滅式のものであること ・ 150mの距離から点灯を確認できるもの。 ○ 車体塗色は黄色。 車体の両側面及び後面の幅15センチメートルの帯状かつ水平の部分に白色に、それぞれ塗色したもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時 (新車の場合) ・ 譲渡証明書の写し ・ 改造後の車両の写真(四面) ○ (中古車の場合) ・ 車検証の写し ・ 改造車両の写真(四面) ※ 道路管理者以外の場合には道路管理者との委託契約書の写しが必要 注：<u>高速道路に限る。</u> 注：<u>申請者は道路管理者とする。</u> ○ 道路維持用として登録後 ・ 自動車検査証記録事項が記載された書面 ・ 車両の写真(四面)

※・譲渡証明書の写しが無い場合は、車体番号が記された書面等の写しが必要となります。

自動車検査証記録事項

11121000001

1. 基本情報									
自動車登録番号又は車両番号		札幌 300 お 9999							
車台番号	R35-DSG-00001								
登録年月日/交付年月日	令和 3年 5月 10日	初度登録年月	令和 3年 5月	有効期間の満了する日	令和 6年 5月 9日				
2. 所有者・使用者情報									
所有者の氏名又は名称		運輸 太郎							
所有者の住所		北海道札幌市東区北36条東〇丁目△△△ [50007 0331]							
使用者の氏名又は名称		***							
使用者の住所		***							
使用の本拠の位置		***							
3. 車両詳細情報									
車名	ニッサン [213]								
型式	CBA-R35			原動機の型式	VR38				
自動車の種別	普通	用途	乗用	自家用・事業用の別			自家用		
車体の形状	箱型	[001]	乗車定員	4人		最大積載量	- kg		
車両重量	1730 kg	車両総重量	1950 kg	長さ	465 cm	幅	189 cm	高さ	137 cm
前軸重	940 kg	前後軸重	- kg	後軸重	790 kg	総排気量又は定格出力	3.79 kW L		
燃料の種類	ガソリン			型式指定番号	15965		類別区分番号	0001	
4. 備考									
[札幌], 新規登録 自動車重量税額 ¥49,200 [31年度税制] 令和3年5月10日 新規登録 令和2年度燃費基準40%向上達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成22年度燃費基準25%向上達成車 車両安定性制御装置搭載車 車線逸脱警報装置搭載車 [走行距離計表示値] 19,000 km (令和〇年5月1日) [旧走行距離計表示値] 9,000 km (令和〇年5月1日) ハイブリッド車 平成10年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 96 db マフラー加速騒音規制適用車 [整備工場コード] 41-00001 番号標再交付 以下余白									

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります



車両ID

A01234560001